

東京都民設公園事業実施細目

1 目的

この細目は、東京都民設公園事業実施要綱（令和6年2月14日付5都市政
緑第718号。以下「要綱」という。）に基づき実施する民設公園事業認定の
手続、認定基準の内容等について定める。

2 認定基準

- (1) 要綱4(3)に規定する避難場所に指定の予定がされているとは、区市
町の行政計画に避難場所として位置づけられることを予定している区域を
いう。
- (2) 要綱4(4)イに規定する緑化をする面積割合は事業計画の計画敷地の
50%以上でなければならない。
- (3) 要綱4(4)イに規定する舗装面積は、アスファルト等によるものは、
必要最小限の面積としなければならない。
- (4) 要綱4(4)イに規定する民設公園内に設置することの出来る施設につ
いては、次のとおりとし、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第
2条第1項に規定する屋外広告物を表示し、又は掲出する物件を設置する
ことを認めない。
 - ア 都市公園法（昭和31年法律第719号）第2条第2項に定める公園施設
（以下「公園施設」という。）であること。
 - イ 地下利用を主な目的とする工作物は、東京都（以下「都」という。）及び
区市町の要請に基づき設置される防災施設であり、民設公園の整備及び管理
に支障とならないものであること。
- (5) 要綱4(4)エに規定する建築物（非公開建築物を含む。）の用途等につ
いては、以下の項目に適合しなければならない。
 - ア 事業区域内に設置される建築物および施設の外壁、又はこれに代わる柱の
面から事業区域の境界までは、6メートル以上であること。
 - イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号に規定する
第二種中高層住居専用地域に指定された区域において建築が可能とされる
用途であること。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第12
2号）第2条第6項第一号から第六号までに該当する営業の用に供するもの
ではないこと。
 - エ 祭礼・墓地等に関連する施設等、将来の都市公園の事業化の際にその撤
去及び公園施設への転用について困難が予想されるものではないこと。
- (6) 要綱12(3)に規定する標示は、民設公園の出入り口及び適切な場所
に1ヘクタールあたり2カ所以上の設置がなされなければならない。

3 管理費

要綱 6 (1) において規定された民設公園の管理に要する費用とは、民設公園の区域の延べ面積(m²)に 300 円を乗じた額を年間あたりの必要費用とする。

4 事前協議

要綱 8 (2) アに規定する事前協議をしようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出すること。

- (1) 事前協議申請書(第 1 号様式)
- (2) 土地の所有又は地権者同意を証する図書

5 事業申請の手続

要綱 8 (3) アに規定する図書は以下のとおりとする。

- (1) 民設公園事業認定申請書 (第 2 号様式)
- (2) 建設資金計画書 (第 3 号様式)
- (3) 計画の目標と概要を示す図書 (第 4 号様式)
- (4) 施行区域を表示する図面
案内図、位置図
- (5) 整備計画概要説明書 (第 5 号様式)
- (6) 事業表示図一式
- (7) 関連条例手続記録書 (第 6 号様式)
- (8) 関係行政機関事前調整記録書 (第 7 号様式)
- (9) 管理計画図書
ア 管理事業計画書
イ 管理資金計画書(第 8 号様式)
- (10) 事業者の要件を有することを示す図書(別表 1)

6 意見の聴取

知事は、要綱 8 (2) ウに規定する地元区市町の意見照会及び要綱 8 (4) に規定する関係行政機関への意見の聴取のため、必要に応じ、事前協議の申請者又は事業申請の申請者に対し必要な調書の提出を求めることができる。

7 認定・不認定の通知

要綱 8 (6) に規定する認定・不認定の通知は第 9 号様式による。

8 契約書

要綱 9 (1) に規定する契約において、東京都と民設公園事業者は第 10 号様式を標準とした契約書を作成する。

9 詳細設計承認

要綱 10 (1) に規定する詳細設計の承認は第 11 号様式に基づき実施する。

1 0 管理

要綱 1 1 (1) イに規定する届けは第 1 2 号様式に基づき実施する。

1 1 標示

要綱 1 2 (3) に規定する標示には、次の事項が明示されなければならない。

ア 公園名（「東京都認定民設公園」を冠としなければならない。）

イ 公開時間

ウ 管理責任者名及び連絡先

エ 園内案内図

附則

この細目は平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この細目は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。